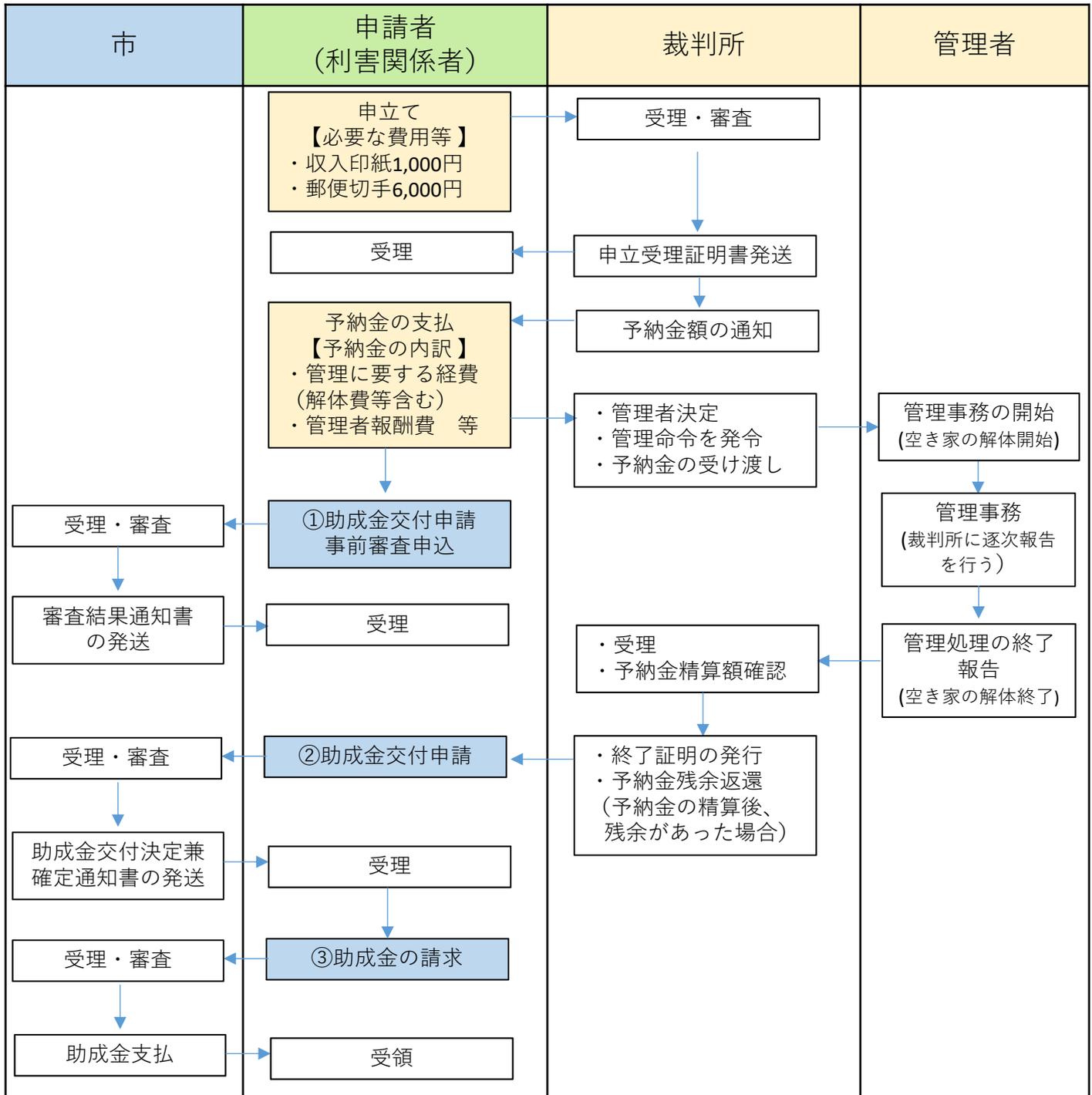


申請フロー

※裁判所及び管理者の項目は空き家の解体を前提とした文言となっています。



市への申請の際に必要な書類

①助成金交付申請事前審査申込

- (1) 事前審査申込書(様式1)
- (2) 裁判所の受付印が押印された申立書の写し
- (3) 申立受理証明書の写し
- (4) 予納金の支払を証明できる書類
- (5) 対象となる所有者不在等空き家の写真及び位置図(任意様式)
- (6) 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等、郵送時は写し)

③助成金の請求

- (1) 助成金交付請求書(様式5)

②助成金交付申請

- (1) 助成金交付申請書(様式2)
- (2) 裁判所が発出する、事件終了証明書等、助成対象所有者不在等空き家が解体されたことがわかる書類
- (3) 裁判所が発出する、精算後の予納金の内訳がわかる書類
- (4) 工事完了後の現況写真
- (5) 市税等納付状況確認同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類